平成25年度大気汚染状況

平成25年度の二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気汚染物質及びベンゼン、トリクロロエチレン等有害大気汚染物質の常時監視測定結果がまとまりましたので、お知らせします。

1　大気汚染常時監視測定結果

環境基準が定められている大気汚染物質について住宅地域等に設置している一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）9局と、道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）9局で測定を実施しました。

一般環境大気測定局
大師・田島・川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生
自動車排出ガス測定局
池上・日進町・市役所前・遠藤町・中原平和公園・二子・宮前平駅前・本村橋・柿生

●二酸化窒素（NO_2）

一般局及び自排局の全局（18局）で測定しており、全局で環境基準を達成しました。全局達成は、測定開始以来、初めてです。

●浮遊粒子状物質（SPM）

一般局では9局中8局で、自排局では9局中7局で環境基準の長期的評価を達成しました。環境基準が非達成であった局は、いずれも夏季に日平均値が2日連続で基準値を上回ったため非達成となったものです。

●微小粒子状物質（PM2.5）

環境基準評価の対象となる一般局6局(幸･大師･中原・高津・宮前・麻生)、自排局5局（池上・日進町・二子・宮前平駅前・本村橋）では、全局で環境基準非達成でした。

●光化学オキシダント（Ox）

一般局9局で測定しており、環境基準は全局で非達成でした。また、光化学スモッグ注意報の発令は、11回でした。

●二酸化硫黄（SO_2）

一般局9局で測定しており、全局で環境基準を達成しました。

●一酸化炭素（CO）

一般局1局（田島）と自排局4局（池上･日進町･市役所前・遠藤町）で測定しており、全局で環境基準を達成しました。

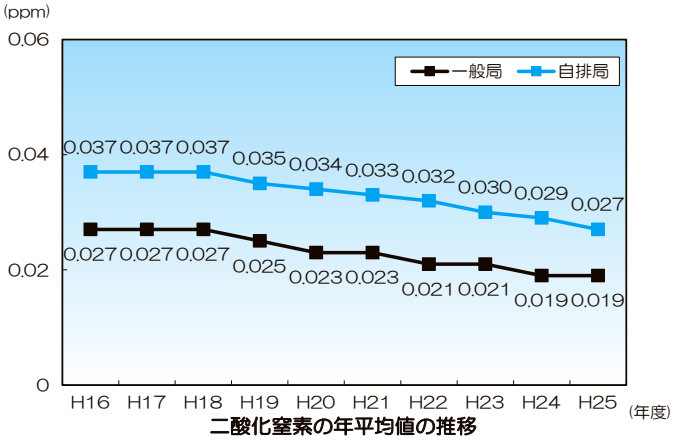

二酸化窒素の年平均値の推移

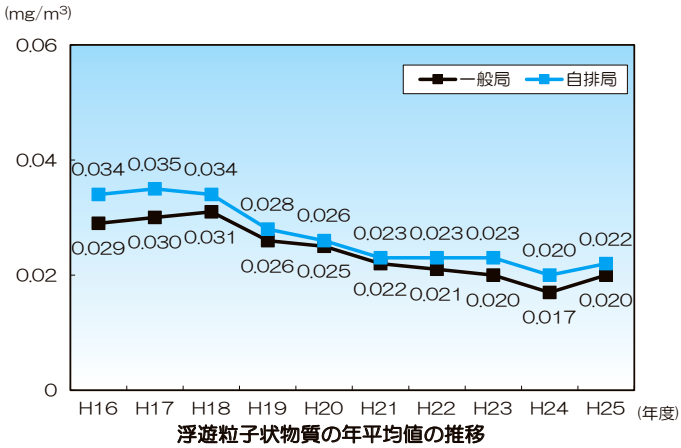

浮遊粒子状物質の年平均値の推移

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値は、一般局、自排局ともに過去10年を通してみると、ゆるやかな減少傾向で推移しています。

2　有害大気汚染物質※常時監視測定結果

市内4調査地点（池上、大師、中原、多摩）で、大気汚染防止法第22条に基づく常時監視物質として、規定されている21物質について、測定を実施しました。

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、全調査地点で環境基準を達成しました。

指針値が設定されている9物質については、平成26年4月に新たに指針値が設定されたマンガン及びその化合物は1地点で超過し、その他8物質は全地点（4地点）で適合しました。

過去、環境基準を超過していたベンゼンは、平成20年度から継続して環境基準を達成しています。

※低濃度であっても長期的な吸入により健康影響が生ずるおそれのある物質

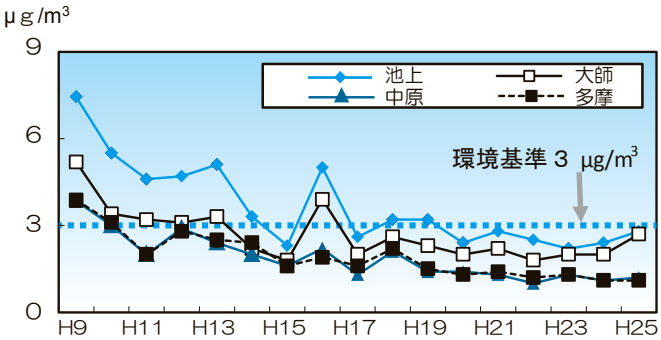

ベンゼン年平均値の経年推移

市ホームページ：1．http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-10-0-0-0-0-0-0-0.html
2．http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-3-5-0-0-0-0-0-0.html

問い合わせ：1. 川崎市環境総合研究所地域環境・公害監視課　TEL 276-9096　FAX 288-3156
2. 環境局企画指導課　TEL 200-2532　FAX 200-3922